

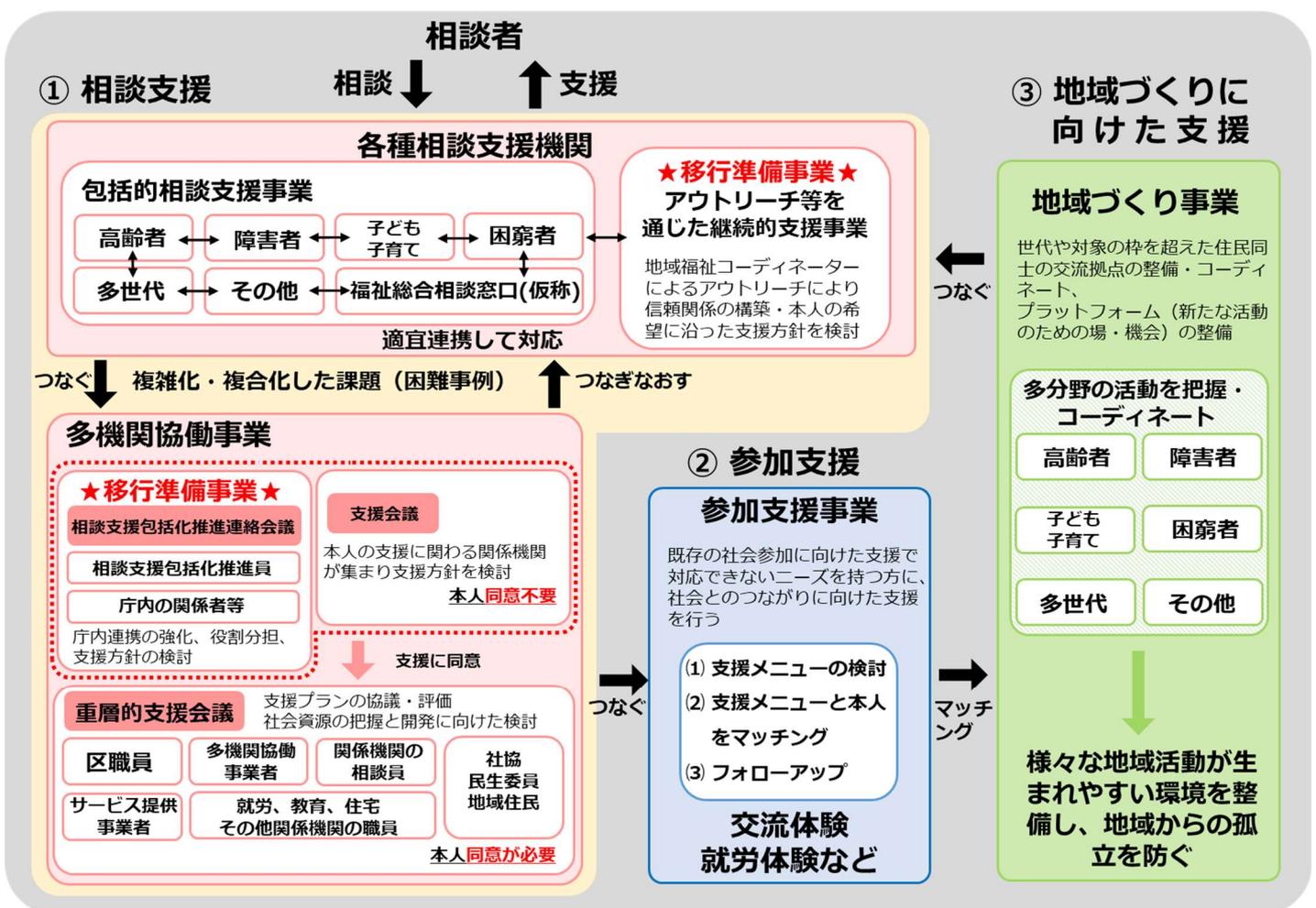
重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組みについて (参加支援事業及び地域づくり事業の検討)

1 はじめに

本区においては、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う「地域共生社会」の実現に向け、既存の取り組みを生かしながら、重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を進めています。なかでも相談支援（包括的相談支援事業及び多機関協働事業）については、令和2年度に国のモデル事業として、包括的支援体制整備事業を実施し、現在までの間、既存の相談支援機関ののりしろを広げ、包括的に相談を受け止める体制の構築を図っているほか、令和6年4月には「福祉総合相談窓口（仮称）」を設置予定であるなど、地域福祉専門部会でのご意見も踏まえながら着実に取り組み、検討を進めてきたところです。

今後は、参加支援事業、地域づくり事業についても、既存事業の整理、洗い出し、新規事業の検討など、令和6年度の重層的支援体制整備事業の実施に向け、議論を進めてまいります。

2 重層的支援体制整備事業イメージ図



なお、令和4年度については「多機関協働事業」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を、移行準備事業として実施しています。

3 参加支援事業及び地域づくり事業の概要と現在の支援体制について

参加支援事業<地域や社会とつながるための支援>

(1) 目的・考え方

○社会とのつながりをつくるための支援を行います

- 既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行い、本人にあった役割の獲得を目指します。

○本人のニーズを踏まえた丁寧なマッチングと参加支援のメニューをつくります

- 本人のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源をコーディネートして、本人と参加支援メニューのマッチングを行います。
- 新たな社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズ、現在の状態にあった支援メニューをつくります。

○本人の定着支援と受け入れ先の支援を行います

- 本人と支援メニューのマッチング後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか、フォローアップを行います。
- 受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることなどがある場合はサポートを行います。

(2) 支援の流れ

| | |
|------------------|---|
| 相談受付 | 重層的支援会議（仮称）において、参加支援事業の利用が必要だと判断された方の相談を受け付けます。（※1） |
| プラン作成 | 本人や家族らとの話から丁寧なアセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえ、社会とのつながりや参加を支えるための「プラン」を作成します。 |
| 資源開発・ マッチング | 本人のニーズに沿って、参加支援メニューとのマッチングを行います。支援メニューの作成にあたっては、社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、多様な支援メニューを作成します。マッチングを行う際は、受け入れ先の状況もアセスメントした上でマッチングします。 |
| 定着支援・ フォローアップ | 本人が新たな環境で居場所を見出せるか、受入先に定期的に訪問するなどのフォローアップを行います。受入先についても、必要に応じて本人との関わり方について環境調整を行います。 |
| 終結 | 地域資源とのつながりができ、本人とつながり先の関係性が安定したと判断した段階で、終結となります。 ※終結後も定期的な連絡などにより、つながりの維持に向けた働きかけを行います。 |

（※1）「重層的支援会議」は、「本人同意を得たケース」について、「支援プラン」を作成・共有し、適切性に関する協議、終結評価を行う令和6年度に設置予定の会議体です。

(3) 参加支援事業の対象者

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない、個別性の高いニーズを有している方が、本事業の対象となります。

○具体例

- 8050世帯の50代の方など世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもり状態である世帯。
- 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない、ひきこもり状態の方。
- 精神的な不調により、社会に出ることが不安な方。
- 親や家族に頼ることができず、児童福祉法の対象にならない10代後半から20代の若者。

(4) 実施体制案

○地域福祉コーディネーターによる参加支援の実施（中央区社会福祉協議会管理部地域ささえあい課）

地域福祉コーディネーターは、これまでの実践において地域や社会とつながるための支援を行ってきた実績があります。これまでの支援を通し得たノウハウを活用し、本区の特徴を生かした参加支援に取り組みます。

(5) 令和6年度に向けて

参加支援（社会とのつながりづくり）は、多様な支援機関や地域の担い手によってこれまで行われてきました。参加支援のあり方はケースバイケースであり、(7)に記載している取り組み例はあくまでも一つの例になります。今後も引き続き先行して本事業に取り組んできた自治体の事例を参考に、社会とつながるきっかけとなる本事業のあり方について検討していきます。

(6) 参加支援事業で活用が想定される社会資源

本事業で求められる内容は、「就労支援」「居住支援」「学習支援」など多岐にわたります。そのため本事業で活用可能な社会資源についても、

- 既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所
- 地域の企業や商店
- 地域における居場所（地域活動拠点）、住民によるサロン
- ニーズを踏まえ新たに開発するもの

など、多様な社会資源が想定されています。

○地域資源の活用例

- 生活困窮者向けの就労体験プログラムや障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの方を受け入れる。
- 商店などを中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用する。
- 住民によるサロンや高齢者通いの場などを、他者とつながれる日中の居場所として活用する。

(7) 想定される参加支援の取り組み例 (厚生労働省社会・援護局地域共生社会推進室 「重層的支援体制整備事業の実施について(実務)」より抜粋)

① ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらった<地域の社会資源を活用した例>

- 重層的支援会議で、アウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかとの提案がある。
- 本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業者などに活用機会がないか相談する。
- 事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報紙へ掲載してもらえるようになった。
- 挿絵の内容の打ち合わせなどについては、徐々に本人と事業所間でメールでやり取りができるようになるよう支援した。

② 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を活かして、料理教室の講師として活動ができるよう支援<地域の社会資源を活用した例>

- 本人と参加支援事業者との面談時、本人より「もうお店では調理をすることができない」との話があり、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- 同時期に、地域において「男性の集まる機会をつくりたい」との声が町会・自治会内であり、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師を依頼した。
- 当初は参加支援事業者もアシスタントとして活動を支援した。

③ 集団での活動が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼<地域の社会資源を活用した例>

- 地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手で閉じこもりがちな高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案がある。
- 小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案した。
- 他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守りなどを依頼した。

④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを、地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援＜地域の社会資源を活用した例＞

- 精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうことになった。
- 母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼した。
- 子ども食堂への参加を通し周りのスタッフとも話しができるようになった。

⑤ 孤立している子育て世帯の支援のため、保育所の空きスペースを活用してつながりを作る場を設けた＜福祉施設・福祉サービス事業所を活用した例＞

- 周りに相談できる知人などがおらず、子育てに悩んでいるとの相談が子育て世帯から多く寄せられていることから、子育て世帯が身近で気軽に集まれる場の必要性が課題となっていた。
- 地域において子育て支援活動を行っている団体や保育所を調整し、夜間や休日などで生じる空きスペースを活用して、子育て世帯同士のつながりづくりや支援団体のスタッフへの相談ができる会を開催することとした。

⑥ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施＜福祉施設・福祉サービス事業所を活用した例＞

- 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手な就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すことにした。
- 本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコンなどの作業を実施している就労継続支援B型事業所に協力を依頼した。
- 就労継続支援B型事業所の空き定員の範囲で同時に作業などを実施することとし、就労継続支援B型事業所には声かけと見守りを依頼した。
- 参加支援事業者が定期的に就労継続支援B型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じながら段階的に就労などに向けた支援を実施している。

地域づくり事業<人と人とがつながりあうための支援>

(1) 目的・考え方

○世代や属性を超えて交流できる居場所づくりや地域活動拠点の整備に取り組みます

- 人と人、人と地域がつながり支えあう取り組みが生まれやすいよう、緩やかにつながり互いを見守る居場所や地域活動拠点を整備します。

○地域の社会資源を丁寧にアセスメントし、その結果に基づいた地域活動の支援を行います

- 地域課題の掘り起こしや困りごとの解決に向けた福祉的な活動だけではなく、「楽しそう」「面白そう」といった興味関心から地域におけるつながりが生まれるよう、これまでつながりの薄かった異なる分野の取り組みともつながりマッチングするなど、地域活動の活性化を後押しします。

○社会資源の開発やネットワークの構築など、地域活動や地域の社会資源が有効に機能するようコーディネートします

- 地域活動の担い手と担い手、担い手と社会資源などのネットワーク化により、それぞれが横でつながり、地域活動がさらに発展していけるように働きかけます。

(2) 本事業の方向性

既存の地域活動や
拠点を活用

区全体ですべての住民を対象とした居場所や参加の場が提供されるよう、既存の地域活動や拠点の活用を検討します。

新たな場の確保

対象を限定しないコミュニティカフェや、新たな地域活動の展開に向けた地域活動拠点の設置を検討します。

(3) 実施事業案

○必須事業

(ア) 高齢者通いの場

| | |
|-------|--|
| 対象分野 | 高齢者 |
| 事業名 | 高齢者通いの場支援事業 |
| 業務内容 | 一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が身近な地域で交流できるサロン「高齢者通いの場」の立ち上げ及び運営支援を行います。 |
| 運営形態 | 直営 |
| 登録団体数 | 17団体 |
| 所管課 | 高齢者福祉課 |

(イ) 生活支援コーディネーター (中央区社会福祉協議会管理部地域ささえあい課)

| | |
|------|---|
| 対象分野 | 高齢者 |
| 事業名 | 生活支援コーディネーター |
| 業務内容 | 高齢者の生活支援に関するニーズ把握に努め、地域活動団体の支援や担い手の養成などを行うほか、地域における支えあいの体制づくりに向けた第二層協議体を設置・運営しています。 |
| 運営形態 | 委託 |
| 所管課 | 高齢者福祉課 |

(ウ) ポケット中央

| | |
|------|--|
| 対象分野 | 精神障害者 |
| 事業名 | 精神障害者地域活動支援センターの運営 |
| 業務内容 | 精神疾患を持ち通院などを行っている方に対して、居場所・社会的な交流を行う場の提供、相談支援や必要なサービスの案内などを行います。 |
| 運営形態 | 委託 |
| 設置数 | 1か所 |
| 所管課 | 福祉センター |

(エ) あかちゃん天国

| | |
|------|--|
| 対象分野 | 0から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者 |
| 事業名 | あかちゃん天国 |
| 業務内容 | 乳幼児とその保護者、妊娠中の方を対象に、子育てに関する様々な情報交換や交流の場を運営しています。 |
| 運営形態 | 直営・指定管理・委託 |
| 設置数 | 直営3か所・指定管理3か所・委託1か所 |
| 所管課 | 子ども家庭支援センター |

(オ) 地域福祉ワークショップ

| | |
|------|---|
| 対象分野 | 地域活動者 |
| 事業名 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 |
| 業務内容 | 参加者同士の意見交換を通じ、地域住民が主体となり地域課題の解決に向けた方法について意見交換することで、横のつながりを深めると共に、支えあいの地域づくりを推進することを目指しています。 |

| | |
|------|---|
| | <u>議題2 地域福祉ワークショップの実施状況と今後の取り組みについて</u> |
| 運営形態 | 直営 |
| 実施回数 | 各地域年1回、計3回 |
| 所管課 | 管理課 |

(ア)～(オ)の事業は、地域づくり事業の必須事業となっています。地域づくり事業の実施に向けては、これらの各分野における取り組みを1つにまとめるようなことは想定していません。各分野別の地域づくりは、これまで通りの取り組み方針に基づき、地域づくりを進めていきます。

○必須事業以外

(カ) 地域福祉コーディネーター (中央区社会福祉協議会管理部地域ささえあい課)

| | |
|------|--|
| 対象分野 | 多世代 |
| 事業名 | 地域福祉コーディネーター事業 |
| 業務内容 | <p>地域福祉コーディネーターは、地域の居場所の立ち上げ支援や、活動の継続に向けた後方支援などに、平成29年度より取り組んできました。これまでの実践で得られたノウハウを、社会福祉協議会全体で共有し様々な居場所づくりや地域活動団体への支援に活かしていきます。</p> <p><u>◎令和4年度地域づくりに向けた支援実績（令和4年度12月末現在）</u> 支援団体数74団体、延支援件数1,652件</p> <p><u>支援のイメージ 「みんなの食堂」の立ち上げ支援の場合</u></p> <p>①相談受付・アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> みんなの食堂を立ち上げたいとの相談に対し、活動に対するイメージや活動場所の想定、共に活動してくれる仲間の有無などを丁寧にヒアリングし、必要な支援について一緒に考えます。 <p>②活動開始に向けた情報提供・サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者の思いを形にするため、現在活動中のみんなの食堂や活動場所、助成金に関する情報などを、アセスメント結果に基づき適宜提供します。 <p>③活動開始・定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動開始後は、活動の定着に向けて適宜相談に応じフォローアップに努めます。 |

| | |
|------|---|
| | <p>※社会福祉協議会では、地域支援の一環として孤食防止と参加者同士の交流を目的としたみんなの食堂（子ども食堂を含む）に対し、活動に関する相談対応や情報提供などを行っています。</p> <p>京橋地域：2団体 日本橋地域：1団体 月島地域：4団体</p> |
| 運営形態 | 委託 |
| 所管課 | 管理課 |

(キ) 勝どきデイルーム、多世代交流スペース「はまる一む」

| | |
|------|---|
| 対象分野 | 多世代 |
| 事業名 | 地域活動拠点 |
| 業務内容 | <p>多世代交流の取り組み及び住民による地域の居場所づくりを支援する「地域活動拠点」として、平成29年度より勝どきデイルーム、令和3年度より多世代交流スペース「はまる一む」の2か所を設置・運営しています。</p> <p>活動実績（令和4年度12月末現在）</p> <p>① 勝どきデイルーム（職員は常駐せず、活動実施日のみ開所） 活動団体数：19団体　活動回数：220回</p> <p>②多世代交流スペース「はまる一む」（職員が常駐） 開所日：140日 活動団体数：6団体　活動回数：18回</p> |
| 運営形態 | 委託（一部社協自主） |
| 設置数 | 2か所 |
| 所管課 | 管理課 |

(4) 令和6年度に向けて

地域で既に行われている様々な地域活動が、地域づくり事業に該当すると考えていることから、既存事業を活かした対象事業の掘り起こしを進めます。

また、地域活動への参加状況を通し異変に気づく場合もあるため、そうした気づきをすくいあげることができるよう、地域活動と相談支援機関とのつながりも深めてまいります。

4 重層的支援体制整備事業の実施に向けた令和5年度のスケジュール

○地域福祉専門部会開催予定

| 開催時期 | 検討事項 |
|----------------|---|
| 令和5年 7月～8月 | <第1回> ○重層的支援体制整備事業実施計画の検討① ・包括的相談支援事業 ・多機関協働事業 ○福祉総合相談窓口（仮称）の設置について |
| 令和5年 9月～11月 | <第2回> ○重層的支援体制整備事業実施計画の検討② ・参加支援事業 ・地域づくり事業（京橋地域における活動拠点の検討） |
| 令和6年 1月～2月 | <第3回> ○重層的支援体制整備事業実施計画（案）の報告 ○地域福祉ワークショップ実施報告 ○地域カルテの更新について |

令和6年度には、重層的支援体制整備事業を開始し、福祉総合相談窓口（仮称）を開設します。